

# 三刀屋高等学校 部活動に係る活動方針

## 1. 基本方針

- (1) 部活動の意義や目的を十分理解し、その成果を高めるよう努力する。
- (2) 日頃の授業の取り組みを大切にし、部活動と勉学の両立に心がける。
- (3) 部活動における練習や大会参加において礼儀・服装・態度・言動に注意して、模範的な行動をとり、本校としての品位を保持し、名誉を汚さないよう心がける。
- (4) 部活動生徒の望ましい人間関係の育成に努め、明朗快活な気風を育むよう心がける。
- (5) 活動場所の美化はもちろん、常に「奉仕の精神」に努め、地域・学校全体の奉仕活動に積極的に参加する。

## 2. 本年度の部活動

### (1) 設置部活動

- 【運動部】 野球部、陸上競技部、サッカー部（男子）、ソフトテニス部（男女）  
ソフトボール部（男女）、バレーボール部（女）、卓球部（男女）  
バスケットボール部（男女）、剣道部（男女）、柔道部（男女）
- 【文化部】 写真部、ESS、JRC、美術部、書道部、華道部、茶道部、吹奏楽部  
自然科学部、演劇部、文芸部、箏曲部、放送部

### (2) 活動時間・休養日等

- ①活動時間 学期中 平日 3 時間程度 週休日等 4 時間程度  
長期休業中 4 時間程度  
大会前の練習、合宿や遠征、練習試合をする際、基準を超えて活動する場合は必ず生徒及び保護者の了解を得て活動すること。
- ②休養日 週当たり 1 日以上とする。  
夏期休業中の閉庁日は原則、休養日とする。
- ③その他 定期試験の 1 週間前から原則として休養日とするが、定期試験後 1 4 日以内に公式大会に出場する場合、1 時間程度の練習を認める。

### (3) 大会参加について

- ①高体連・高文連主催、共催、後援の大会
- ②その他の大会については校長が許可したもの

## 3. 部活動運営について

- (1) 体罰等の根絶  
部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。
- (2) 安全管理と事故防止
  - ①生徒の健康管理の把握を行う。
  - ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
  - ③危機管理体制の徹底を行う。
- (3) 保護者の理解と協力・地域との連携  
保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。また、地域スポーツ・文化団体等との連携を進め、学校と地域が融合した形での活動環境を整える。

## 4. その他

- (1) 校長は「部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、及び参加予定大会、遠征及び合宿の予定日程）及び毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 活動実績について、学校評議員会等に提示し、評価を行う。